

ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針の改定について（最終報告）

本市では、「藤沢市人権施策推進指針」（平成19年2月策定・平成28年3月改定、以下「人権指針」という。）に基づき、あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れ、総合的に人権施策の推進に取り組んできましたが、人権指針は概ね5年ごとに見直しを行うと規定されていることから、今年度中の改定に向けて作業を進めてまいりました。

このたび、パブリックコメントや令和4年12月藤沢市議会定例会総務常任委員会における中間報告等のご意見を踏まえて加筆・修正を行い、ふじさわ人権協議会での審議を経て最終案として取りまとめましたのでご報告いたします。

1 中間報告以降の検討経過

令和4年12月9日	藤沢市議会定例会総務常任委員会において中間報告
令和5年1月11日	第4回藤沢市人権事務事業推進連絡会（書面開催）
1月17日	第5回ふじさわ人権協議会
1月20日まで	庁内各課等において確認

2 中間報告以降の主な修正内容

(1) パブリックコメント

公募期間	2022年（令和4年）10月11日（火）から同年11月10日（木）まで
周知方法	広報ふじさわ9月25日号 市ホームページ
意見数	6人 34件（ファクス：1人 17件 市ホームページ：5人 17件）

意見等の内訳	件数	意見の反映
I 指針の基本的な考え方に関するもの	7	3
II 人権課題の解決に関するもの	23	9
III 人権施策の推進に関するもの	3	0
IV その他	1	0
合計	34	12

ア 指針の基本的な考え方に関するもの

No.	意見の概要	市の考え方	資料2
1	第2章「3 共通施策（1）課題やニーズの把握」 本市では、このような「声なき声」を拾い上げ、人権課題の解決につなげていくため の後に、「人権の課題を抱えている当事者の訴えを受け止め」を追加する。	ご意見の趣旨をふまえ、「声なき声」を拾い上げ、を「声なき声」を拾い上げるとともに、人権課題に直面している当事者の訴えを受け止め、…に改めました。	P8
2	「■市民活動団体の役割と取組」 1行目「NPO法人やボランティア団体」の後に「被害当事者団体（支援者含む）」を加える。	ご意見の趣旨をふまえ、「当事者団体等」を追加しました。 【同様意見他に1件あり】	P10

イ 人権課題の解決に関するもの ※意見を反映した9件のうち主な5件を記載

No.	意見の概要	市の考え方	資料2
3	5 部落差別（同和問題）「課題」 「これまでのさまざまな取組により、同和地区の生活環境やあらゆる格差は改善されました」というのは、「現状」の記述と違っており、誤りである。「現在も部落の生活課題は深刻な事例もあり、また、市民の部落に対する差別偏見はなくなっていない。」そしてさらに「近年……」に続ける。	現状の記述に合わせ、課題の記載を「被差別部落（同和地区）の生活環境はある程度改善されましたが、近年…」に修正しました。	P29
4	5 部落差別（同和問題） 「施策の方向性」 □パートナーシップによる取組 「・国や関係団体等とともに…」に、 「当事者団体等」を追加する。	ご意見の趣旨をふまえ、追記しました。	P30
5	6 外国につながるのある人の人権 他の章と一致させ、整合性をとるため、現状が記載されている「課題」の1～12行目は「現状」へ移動し、文章を整理する。	ご意見の趣旨をふまえ、文章を整理しました。	P31
6	12 さまざまな人の人権 「その他の課題」という表現は、11までの課題から位置づけがダウンしているように映るため、(1)「その他課題」を削除し、前文はそのまま生かし、以降、 ①→(1)、②→(2)、③→(3)、④→(4)、⑤→(5)、⑥→(6)、⑦→(7)とする。	ご意見の趣旨をふまえ、①～⑦を(1)～(7)に修正し、当初の(1)(2)は削除しました。	P52 P54
7	12 さまざまな人の人権 「婚外子（非嫡出子）」は、差別意識を助長する表現と受け止められる。「婚外子」のみとし、（非嫡出子）は削除する。	ご意見の趣旨をふまえ、（非嫡出子）の記載は削除しました。	P54

(2) 総務常任委員会（中間報告）

No.	意見の概要	市の考え方	資料2
8	複数の人権課題を抱えるケースは、この括りでは対応できないと考える。例えば、 12 さまざまな人の人権 に個別で書くなど、丁寧に記載していただきたい。	ご意見の趣旨をふまえ、 12 さまざまな人の人権 の(8)に「交差性・複合差別」として、複数の差別が絡み合う問題を追記しました。	P54

(3) ふじさわ人権協議会

No.	意見の概要	市の考え方	資料2
9	3 高齢者の人権 「現状」 文章が長く読みづらいため、図を挿入 するなど工夫してほしい。	「現状」の文中に本市の高齢者人口 の見通しをグラフで挿入し、読みづ らさの解消を図りました。	P21
10	3 高齢者の人権 「本市での主な取組」 11 地域共生社会の推進 自助・互助・共助の説明が必要では。	「本市での主な取組」の下に、地域 包括ケアシステムの4つの「助」に ついて図解を追記しました。	P23
11	4 障がいのある人の人権 「本市での主な取組」 11 障がい者理解の教育・啓発 ヘルプマークを画像つきで紹介でき るといい。	「本市での主な取組」の下にヘルプ マークの画像と説明を追記しまし た。	P26
12	7 患者等の人権 「現状」 自治体病院を有する市として、 (1) 患者等の人権 に、市民病院に ついて記載すべき。	市民病院の取組を、文章とコラムで 追記しました。	P34

3 今後の進め方

今年度中に改定を行い、令和5年度から新たな人権指針に基づき施策を推進します。

また、改定後は広く多様な主体と人権指針の理念を共有するため、さまざまな広報媒体を活用して新たな人権指針の周知を図ります。

今後は、行政だけでなく多様な主体とともに社会全体で力を合わせ、人権が尊重され、多様性を認め合う「インクルーシブ藤沢」の実現をめざし、人権施策を総合的に推進してまいります。

以 上

(事務担当 企画政策部人権男女共同平和国際課)